

上越市立春日新田小学校 令和 6 年度いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月策定

令和 6 年 4 月改定

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面上、形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

【平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法第 2 条」より】

(2) いじめ類似行為の定義 ★上越市いじめ防止基本方針の改定より追記

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。 【令和 2 年 12 月「新潟県いじめ等の対策に関する条例」より】

※一定の人間関係：学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童等と何らかの人的関係を示す

※蓋然性(がいぜんせい)とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと

(3) 具体的ないじめの形態

- ・冷やかしやからかい、悪口、脅し文句、嫌なこと(あだ名、菌扱い、女(男)っぼい等)を言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等の暴行を受ける
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・パソコンやゲーム、携帯電話等を通じて、誹謗中傷、嫌なことをされる。(チャット、LINE、メール等)
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

※具体的ないじめ類似行為の例：インターネット上で悪口を書かれた児童等がいたが、被害児童等がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合

◎「いじめ」として訴えられたり、認識されたりする行為は、法を犯している「犯罪」であるという認識をもつこと。

【例】

- ・身体への暴力 ➡ 暴行罪、傷害罪
- ・持ち物隠し、持ち物壊し ➡ 器物破損罪、窃盗罪
- ・無視、仲間外し、ネットいじめなど 24 時間の苦痛や不安、あだ名、暴言、からかい等
➡ 名誉棄損罪、侮辱罪(精神的な深い傷との判断で、傷害罪の適用もあり)
- ・金銭の強要 ➡ 恐喝罪
- ・性的ないじめ(ズボンおろし等) ➡ 強制わいせつ罪
- ・汚物いじめ(汚いものを触らせる、食べさせる) ➡ 強要罪(体調を崩した場合は傷害罪)

(4) いじめ等差別の四層構造

- いじめを受ける児童(被害者)
- いじめる児童(加害者)
- いじめを見て、はやし立てたり、面白がったりしていじめを助長している児童(観衆)
- 見て見ないふりをして、暗黙的に支持をしたり無関心を装ったりしている児童(傍観者)

いじめの持続や拡大には、いじめる児童といじめられる児童以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持していじめを促進している。「観衆」や「傍観者」が「制止者」になることで、いじめの拡大防止、早期発見につながる。

2 本校におけるいじめ防止に向けた基本方針

(1) いじめ防止等に向けた基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校は基より、社会全体が使命感をもって取り組まなくてはならない。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも、どの学級でも起こりうる」ものである。どの児童も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童等が安心して生活し、全力で教育活動に取り組むことができる学校であるために、学校の教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは絶対に許されないこと」の理解を促していくことが必要である。そのために、学校は「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの即時対応」の具体的な対策を計画的・継続的に組織として取り組んでいく。また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭への認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

「いじめは絶対に許されない人権侵害である」という強い認識をもち、どのような社会や集団にあってもいじめは許されない、どのような理由があっても許されないということを毅然とした態度で示す。「子どもたちは、いじめたり、いじめられたりするものだ」「いじめる側も悪いが、いじめられる側にも

問題がある」という考えは、いじめを容認するものである。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、直接的ないじめ行為と同様に許されない。

(2) 学校として

- ①保護者や学校運営協議会と連携を図りつつ、全ての児童が安心して生活し、全力で教育活動に取り組むことができる学校づくりをめざす。
- ②児童の健全な育成の観点から、警察と日常的な情報共有や相談ができるように連携体制の構築に努める。
- ③児童が主体となって取り組む活動を支援し、いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を支援することにより、自己有用感や規範意識などの社会性を育み、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌をつくる。
- ④いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得ることを全教職員で強く意識し、教育活動を展開する。
- ⑤相談窓口を家庭や児童に周知するとともに、児童に対して毎月の生活アンケートや個別の面談を実施するなど、児童一人一人の状況把握を丁寧に行う。
- ⑥いじめを認知した場合は、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関と連携して、早期解決に力を注ぐ。
- ⑦学校は、いじめの疑いを発見、または通報を受けた場合、虐待の恐れ等、特別な事情がない限り、できるだけ早くいじめを受けたとされる児童の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

(3) 保護者として ★上越市いじめ防止基本方針の改定より追記

- ①子の教育について第一義的責任を有する者として、子どもが安心して生活できる家庭環境を整える。さらに、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努める。
- ②保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に当該児童をいじめから保護する。また、その保護する児童が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力する。
- ③保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童がいじめ等を行うことがないように、当該児童に対して他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育、その他必要な教育を行うよう努める。
- ④自分の子が関係するいじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、まず保護者自身が相談に乗るとともに、速やかに学校、関係機関等に相談または通報し、連携して早期解決を図る。

(4) 児童として ★上越市いじめ防止基本方針の改定より追記

- ①自分を大切にし、一人一人の違いを理解し、尊重するとともに、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対にしないようにする。
- ②各自の発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深められるように努める。

③自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめ等を発見した場合、またはいじめ等が行われている疑いがあると思われた場合は、決して傍観することなく、学校の教職員、保護者、その他関係者に相談するように努める。

④学校の諸活動だけでなく、地域における活動に積極的に参加し、同世代の仲間だけでなく異年齢の児童生徒や大人と交流し、社会性を身に付ける。

3 いじめの未然防止

いじめ未然防止の基本は、児童が他者への思いやりや心の通い合うコミュニケーション能力を育むことである。さらに、信頼できる周囲の友人や教職員との関係の中で、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行っていくことである。児童と温かい信頼関係をつくり上げていくために、教職員は日ごろから児童の心に寄り添うことを心掛け、児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく。さらに児童とともに活動する場面、見守る場面を多くし、児童の些細な言動から児童の状況を推し量る感性を高めていく。

(1) 道徳、人権教育、同和教育、子どもの権利学習等による豊かな心の育成

- ・道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを防止するとともに、いじめををしない、許さない、傍観者とならずいじめをやめさせるための行動をとるという人間性を培い、命を大切に作る心を育てる。
- ・道徳の授業、人権教育・同和教育、子どもの権利学習等において、いじめの問題や命の大切さ、他者を思いやる心について児童自ら考え、話し合う活動を行う。
- ・児童が主体となって取り組む活動を支援し、いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を取り入れる。
- ・年間1回は人権教育・同和教育の学習を保護者に公開し、保護者とともにいじめについて考え、いじめを許さない、見逃さない実践的態度を育てる。

(2) 他者との交流やかかわり合いを通しての社会性の育成

- ・よりよい人間関係を築くための社会的スキルを学ぶ SSE、SST を年間を通じて実施し、友達と楽しく、お互いに気持ちよくすごせるようなスキルを身に付けられるようにする。
- ・他者を尊重し、温かい言葉掛けで、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・「なかよし班」における異学年交流活動の中で、上学年は主体性や思いやり等のリーダーシップを発揮する、下学年は協力や協調等のフォロワーシップを身に付けることを通して、お互いを認め合い、協力し合うよさを感じたり、自分の役割を果たしたり活躍したりできるよう支援する。
- ・活動の振り返りの場を重視し、努力や感謝を伝え合い、成就感や自己有用感を育む。
- ・他者とのかかわりの基本である「あいさつ」「言葉遣い」等について児童が中心となった主体的な活動を展開する。

(3) いじめ見逃しゼロ月間の実施（6月、11月）

- ・児童が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度を育成する。
- ・いじめ見逃しゼロ月間に合わせて、どんなことがいじめに当たるのかを確認したり、「いじめをしない自分、いじめをしない学級にするにはどうしたらよいか」「いじめを見逃さないためにどのような

なことをすればいいか」を話し合ったり、担任の願いを伝えたりする。

- ・6年生は、直江津東中学校区の「いじめ見逃しゼロスクール集会」に参加し、中学1年生と北諏訪小、保倉小、有田小の6年生と交流を図る。

(4) 温かく居心地の良い学級づくり

- ・「困った、助けて」と人に頼ったり、弱音を吐いたり等、適切な援助希求ができるような雰囲気づくり
に努める。また、「困ったらいつでも相談してね」とこまめに声を掛けていく。
- ・規律ある態度で授業や行事に参加できるような集団づくりを行う。
- ・学級内で個に応じた役割（当番・係活動）を保障したり、一人一人が評価される活躍できる内容や
場面を多く設定したりして、児童の自尊感情や学級への所属感を高める。
- ・定期的な振り返り活動により、自己や他者のよさやがんばりを認め合う場を設定する。
- ・「楽しい」「分かる」授業、かかわり合って学ぶ授業づくりに努め、一人一人が成就感を味わえる
ようにする。
- ・学校生活アンケート（毎月）やWEBQ-U（6 11月）、教育相談（6.11月*必要に応じて2月）な
どにより、児童の実態を十分に把握する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめの対策

★上越市いじめ防止基本方針の改定より追記

- ・ゲーム機やパソコン、携帯電話等のメールやSNSを介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見
しにくいことを踏まえ、不適切な使用による危険性を繰り返し伝える。
- ・LINE等は、「いつ、誰に見せても嫌な気持ちにならないように使うこと」を日常的に児童に伝える。
- ・新潟県SNS教育プログラムの実施、保護者と外部機関と連携して適切な情報教育を行う。
- ・直江津東中学校区で共通のインターネットに関する調査を行い、現状把握に努めるとともに、保護
者への啓発に努める。

(6) その他のいじめへの対応

- ・けんかやふざけ合いでも見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の
事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目していじめか否かを判断する。
- ・障がい（発達障がいを含む）のある児童がかかわるいじめについては、特別支援部、通級教室と連
携して、障がいの理解を深めるとともに、個別の支援計画を活用した情報共有を図りつつ、専門家
の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚保護者をもつなど外国につながる児童は、言
語や文化の差から、学びにおいて困難が生じる場合がある。いじめが起きないように学校全体で
注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・LGBTQなどの性的少数者などについての正しい理解や対応について研修を積む。

(7) 日常的な職員間の連携・情報交換、研修の充実

- ・子どもの変化や問題行動に対する日常的な情報交換を継続する。
- ・いじめ疑いに関する情報共有と見取りの連携の充実を図る。
- ・いじめ防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修及び、発達障害がい等の特性に係る
教職員の理解や専門性を図る研修を実施する。

4 早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることがある。教職員はこの認識をしっかりともち、些細な兆候であってもいじめではないかとの視点で対応に努める。

(1) 教職員間での情報交換及び共通理解

- ・学年、学年部間での日常的な情報交換を大切にする。また、いじめに係る情報を適切に記録する。(ほう・れん・そうカードの活用、共用 2500★事案報告フォルダの活用)
- ・学年会や生徒指導部会、終会での児童の情報交換を行い、共通理解を図り、指導に生かす。
- ・学校訪問カウンセラーからの情報提供を受け、必要に応じて関係者と共有を図る。
- ・保健室からの情報の共有を図り、多くの目で来室の多い児童の見守りを行う。
- ・保護者、地域の方からの情報の活用を図る。

(2) アンケート及び教育相談の実施

- ・学校生活アンケート(毎月)やWEBQ-U(6.11月)を受け、児童一人一人と教育相談を行う。(6.11月) ※必要に応じて2月も。
- ・学校生活アンケートは、担任が実施し、実施当日に全て目を通す。必要に応じて個別の相談 面談を実施する。心配される児童への定期的な相談を実施する。
- ・学校生活アンケートの中で、自分の頑張ったところ、褒められたこと等を記述させ、自己肯定感を高める場とする。また、学級の課題や変容を把握し、児童一人一人の思いや願いの実現を目指す。
- ・担任以外による相談窓口の設置など、児童が本音で伝えやすい場を工夫する。

(3) 日常の児童の観察

- ・体の擦り傷、あざ、衣服の汚れなどの変化をよく観察する。
- ・登校渋り、食欲不振、遅刻、欠席などの状況の把握をし、保護者との連絡を密にとる。
- ・自己否定的な言動、感情の起伏の激しさなど表情や感情の変化をみとる。
- ・友達との遊びの変化、友達に対する言動の変化がないか観察し、こまめに声掛けする。

(4) いじめのサイン

【学校におけるいじめのサインの例】

- 急な体調不良 □遅刻や早退の増加 □授業開始前の机やいす、学用品の乱雑さ
- 学用品、教科書、体操着の紛失 □学用品の破損、落書き □授業への遅参
- 発言や行動に対する皮肉や失笑 笑いの頻発 □多数児童からの執拗な質問や注意
- 特定児童の発言へのどよめきや目くばせ □業間や休み時間の単独行動
- 凶工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ □日頃交流のない児童との行動
- 決まったメンバーでのプロレスごっこ □ばい菌扱いする鬼ごっこ □使い走り
- 特定児童(持ち物)からの忌避、逃避 □保健室への来室増加 等

【家庭におけるいじめのサインの例】

- 登校しぶり □外出の回避 □感情の起伏の顕著化 □教師や友達への批判の増加
- 隠し事の発覚 □家庭でのお金の紛失 □家庭での物の紛失 □荒くなる金遣い
- 長時間の電話や過度に丁寧な対応 □体への傷やいたずらの痕跡
- 衣服の不必要な汚れ □保護者来校の拒絶 □過度なネットへの対応等

【地域におけるいじめのサインの例】

- 登下校時に特定児童が荷物を過度に持たされる □一人だけ離れて登下校している
- 故意に遅れて登校する □地域の公園や空き地などで一人でぽつんとしている
- 公園や空き地などで一人の子を数名で取り囲み、言い合ったり小突いたりしている □コンビニや地域の商店等で、物品や飲食料をおごらされている 等

5 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の構成と運営

①設置の目的

いじめ防止対策推進法の第22条を受け、いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、「校内いじめ・不登校対策委員会」によるいじめ防止等の対策に関する組織(以下「組織」という。)を設置する。

②構成員

・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学級担任、該当学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで構成し、適宜開催する。・事案により、学校訪問カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家の参加・協力を得るなど、柔軟に構成する。

★上越市いじめ防止基本方針の改定より追記

・いじめ・不登校などの情報交換などについては、いじめ・不登校対策委員会で行うものとする。

※定期開催 隔週1回木曜 15:30~16:10

※緊急開催 緊急対応の必要に応じた開催

③役割内容

- ・いじめ解消に向けて、学校が組織的に対応するための中核としての役割
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの重大事態の疑いがあった場合や、児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、緊急会議を開いて情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を

組織的に実施するための中核としての役割

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

- ・学校だよりや学年だよりを通して児童の様子をこまめに伝える。
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA 総会や諸会合、学校だより、ホームページ等）
- ・保護者からの相談には迅速に対応する。
- ・登下校時の交通安全指導、あいさつ運動、見守り隊の活動を通じた児童の実態の情報交換を行う。
- ・地域連携「児童を語る会」・・・主任児童委員、民生児童委員、学校職員と情報交換を行う。
- ・必要に応じて、教育委員会、JAST、児童相談所、すこやかな暮らし包括支援センター、警察署等と積極的に連携して対応する。
- ・県のスクールカウンセラー、学校訪問カウンセラーとの相談体制を確立し、情報を活用する。
- ・多様な相談窓口の周知を図る。

- ・24 時間子ども SOS ダイヤル: 0120-0-78310
- ・新潟県いじめ相談電話 : 025-285-1212
- ・新潟県いじめ・不登校等相談メール:ijime@mailsoudan.org
- ・子どもホットライン: 025-543-2199
- ・新潟県いじめ対策ポータル URL <https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp>

6 いじめに対する即時対応と具体的な措置

(1) いじめ対応の基本的な流れ

①速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任、学年主任、生活指導主任等 → 教頭 → 校長のルートで情報や状況を**直ちに報告する**。
- ※ズボンおろしなどの重大事案発生時は、即時に生活指導主任及び教頭に報告する。

②いじめ対策委員会の設置

(2) 事実の確認 ※複数の教職員で聞き取る。★まだ指導はしない

聞き取る内容は、4w1h（いつ、どこで、だれが、何を、どのように）とする。**事実確認が基本**であり、「なぜ」にこだわらない。また、喧嘩両成敗的な指導はしない。

①被害児童への聞き取り

- ・教職員は、被害者の視点に立ち、味方となって被害児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ・被害児童にとって信頼できる人（親しい友達、教職員、家族等）と連携し、被害者児童に寄り添う体制を構築し、状況に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にせず、気持ちに寄り添って話を聞く。

②加害児童への聞き取り

- ・加害児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、加害児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
- ・『いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であること』を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

③周辺児童への聞き取り

- ・事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
- ・プライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を広めることがないように、節度ある行動をするように指導する。

④被害児保護者、加害児保護者に対して

- ・いじめ発見当日(児童の帰宅前)に家庭に連絡し、指導途中でもこれまでの経緯を説明する。
- ・家庭訪問、面談など、直接に会って経緯や経過、今後の対応を伝える。(複数で対応)
- ・保護者の立場や心情に十分に配慮し、具体的な説明をする。
- ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。
- ・加害児童保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して今後の対応を行えるように協力を求め、継続的な助言を行う。

(3) 解決への指導支援・再発防止への取組

① 指導方針を検討し、指導支援体制を編成する。

②児童への指導と経過観察

担任は指導を継続し、指導の経過を生活指導主任、管理職に随時報告する。

③加害児童への指導

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚するように指導する。
- ・被害者の気持ちを考えさせ、自分自身の行動を振り返ることにより、どう行動すればよかったか、どんな解決方法があるかなど、一緒に考えることでトラブルへの対応の仕方や感情のコントロールの仕方を教えていく。
- ・必要に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止する。
- ・いじめを行った児童のプライバシーに留意し、心理的な孤独感 疎外感を与えないように教育的配慮の下、指導を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのある時や被害児童または保護者の処罰感情が強いときには、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

該当し得る犯罪

暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物破損、強要、脅迫、名誉棄損、侮辱、自殺関与、児童ポルノ提供等、私事性的画像記録提供等

④被害児童への支援

- ・声掛けや面談をこまめに行い、児童の様子や心理状態を把握するとともに、いじめを受けた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整備する。
- ・いじめを受けた児童といじめを行った児童の関係修復が図られるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の場や方法を検討し、最善策を講じる。
- ・保護者に学校での様子を伝えるとともに家庭での様子を聞き、児童の様子について情報を共有する。
- ・発生後3カ月を経過した時点で再度本人との面談及び保護者への聞き取りを行い、訴えない場合は、解消されたものとする。

いじめが解消している状態とは、①少なくとも3か月以上心理的または物理的影響が止んでいる状態であること、②いじめを受けた児童の心身が苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされているものである。

- ・「いじめが解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は日常的に注意深く観察する。

⑤全職員での共通理解

- ・生徒指導部会、終会等で全職員に報告し、共通理解を図る。
- ⑥事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。
- ・必要に応じて関係機関と連携をとり、対応する。

5 いじめ重大事態への対処

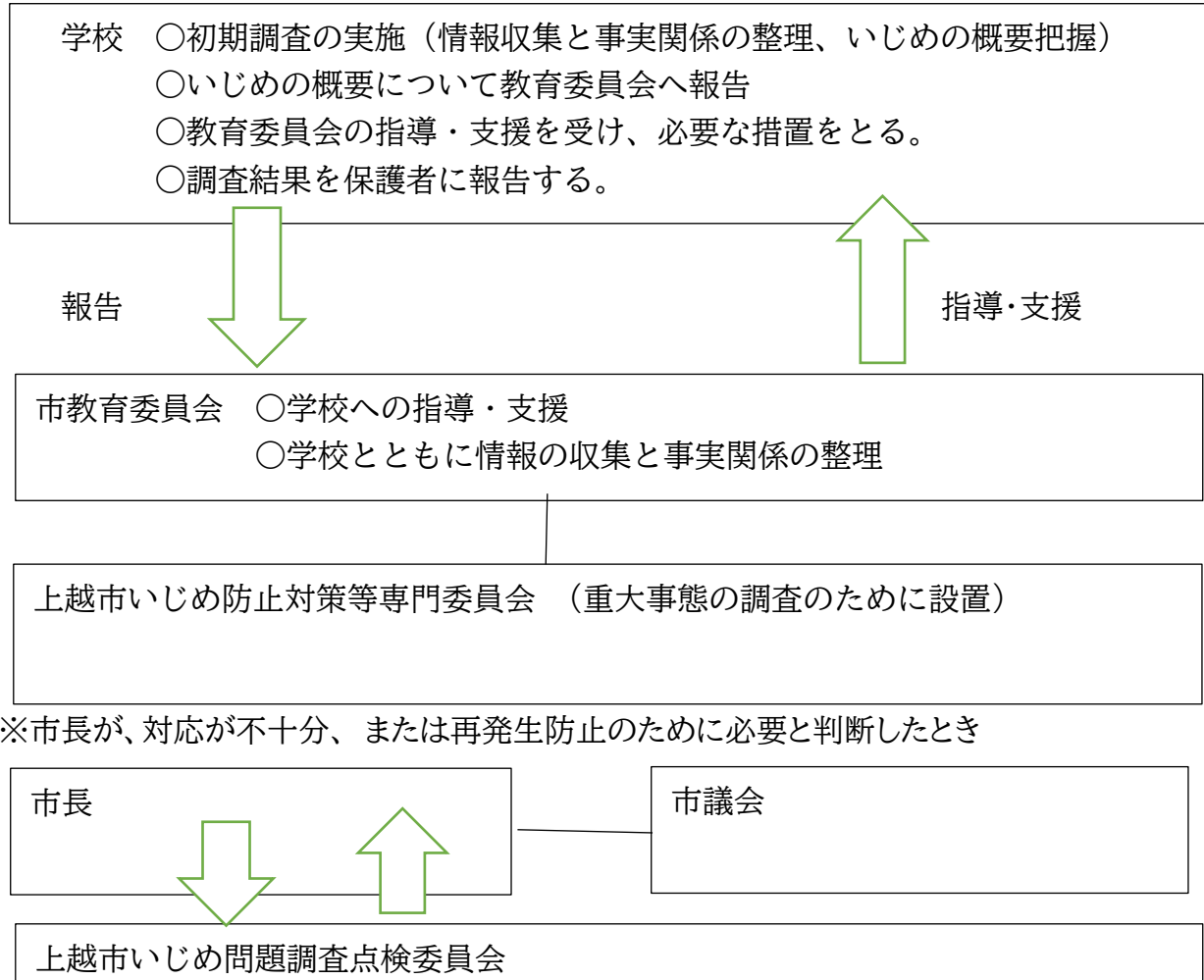
(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ その他の場合
 - ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとして重大事態が発生したものとして教育委員会が学校と連携して調査し、調査結果を保護者に報告する。

(2) 重大事態発生時の対応

- ・直ちに初期調査を実施し、重大事態が発生した旨を市教育委員会に報告する。
- ・市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と連携を取る。
- ・いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、明確にする。
- ・いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。
- ・質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童とその保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童やその保護者に説明するなどの措置を取る。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合)は、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

(3) 重大事態発生時の対応の流れ



いじめ発生時の組織的な流れ

